

電気通信事業の個人情報保護ガイドライン及び解説改正案に対する意見及びそれに対する考え方

ガイドライン及び解説 関係箇所	意見	考え方
意見 1	改正案で削除されている用語等については、残すべき。	
第2条 (定義) (条文及び解説)	<p>第2条五項（個人情報）、六項（本人）に関する定義及び解説が削除され、個人情報保護法第2条によることとされていますが、個人情報保護法第2条においては、現行ガイドライン第2条の解説で定義されていた詳細解釈（例：外国人、法人役員、画像等の扱い）が明文化されておらず、事業者として運用上、お客様への説明等で解釈の齟齬や混乱が生じる虞があります。</p> <p>よって、「ガイドラインの共通化の考え方」（平成20年7月 内閣府）で指定されている、「一括定義規定」ではなく、「個別定義規定」に変更されるか、または、現ガイドライン第2条五項、六項及び解説（6）、（7）項の維持が適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（KDDI 株式会社）</p> <p>「ガイドラインにおいて使用する用語」の定義のみ定めているが、意義の項が削除されている。社会情勢にそぐわないのではないか</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ガイドライン解説の改正案を修正し、改正案の(6)を(7)とし、下記のとおり(6)を追加します。</p> <p>(6) 第1号から第4号に規定する用語以外で、このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報保護法第2条において使用する用語の例によることになる。</p> <p>なお、個人情報保護法第2条第1項においては、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定義されている。</p> <p>このうち、「個人」とは、日本国民に限られず、外国人も含まれる。また、公務員及び公人も「個人」に当たる。法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人その他の団体に関する情報は個人情報に含まれない。ただし、法人その他の団体の役員に関する情報は個人情報に当たる。</p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報をいい、評価情報といわれるものも含まれる上、公刊物等によって公にされているものも含ま</p>

		<p>れる。</p> <p>「その他の記述等」とは、氏名、生年月日以外の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号等をいう。映像、音声もそれによって個人の識別に至る限りは「等」に含まれる。</p>
意見2	<p>プライバシーポリシーの「利用者の権利利益の保護に関する事項」について、プライバシーポリシーが複雑かつ膨大になるため、事業の規模や内容等を勘案し、包括的な内容とすべき。</p>	
<p>第14条（プライバシーポリシー） （解説） （2）⑤（ii）、（iii）、（iv）</p>	<p>電気通信事業においては委託内容や事業内容が多岐にわたっているため、（ii）や（iii）の記載方によってはプライバシーポリシーが複雑かつ膨大になり、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針を対外的に分かりやすく説明する」というプライバシーポリシーの趣旨から外れ、却って利用者の利益を損ねることにつながります。</p> <p>従いまして、これらの具体的な記載方法については、電気通信事業の実態を踏まえ、ある程度包括的な表現で簡潔に記載すること（例えば、（ii）の委託内容について「請求書発行業務」、「代理店業務」等）が適当と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）</p> <p>事業者の規模が大きい場合、委託業務が多岐に亘り、また、日々更新されている状況において、業務別に委託先をプライバシーポリシーで開示することは困難な状況にあり、また、お客様に対しては委託元名を名乗って対応している場合は、お客様にとってプライバシーポリシー上で委託先名を開示する必要性は低いものと考えられます。よって、他事業分野のガイドラインでも事業者毎の規模・内容等、委託実態を考慮した対応を許容していることから、本ガイドラインにおいても、委託処理の透明化については、事業規模・委託形態等に応じて、業務別に委託の有無を記載するに留めるなどが許容されるよう、以下のとおり修正されることが適当と考えます。</p> <p><修正案> 「事業活動の規模・内容及び委託の利用実態等を考慮し、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」</p>	<p>1 本改正は、個人情報保護法第7条に基づき策定された「個人情報の保護に関する基本方針」の一部改正に伴い、消費者等、本人の権利利益保護の観点から盛り込まれたことを踏まえ、行うものです。</p> <p>2 具体的な記載に当たっては、事業者の事業の実態（事業規模、内容、特性等）を考慮して、どのような事業が委託され、どのような目的に利用され、また、どのように取得されたかが本人にとって一般的に想定される程度の表現で記載されていることが必要と考えます。</p>

	<p>利用目的の明確化・限定化についても、事業者の規模、事業種類等により対応方法は異ならざるを得ず、また、他事業分野のガイドラインでも事業活動の特性・規模等を考慮した対応を許容しています。よって、本ガイドラインでも、利用目的の明確化・限定化の方法が、事業者の規模・実態に応じて、実施可能な範囲での対応が許容されるよう、以下のとおり修正されることが適当と考えます。</p> <p><修正案> 「電気通信事業者がその事業規模・内容・特性等を考慮し、利用者の種類ごとに利用目的を限定して示したり、電気通信事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること」</p> <p>個人情報の取得については、事業規模・事業種類等により、契約書類等での本人申告、利用実績に基づく取得、公開情報の利用、第三者からの紹介等多様な形態でおこなわれていることから、全ての取得源をプライバシーポリシー上で具体的に明記することは困難な状況にあり、プライバシーポリシー上では、包括的な区分・表現とし、詳細の取得源は照会時に個別に対応することが現実的と考えます。よって、他事業分野でのガイドラインでも事業規模・特性等を考慮した対応を許容していることから、本ガイドラインにおいても、事業規模・内容により包括的な表現での開示も許容されるよう、以下のとおり修正されることが適当と考えます。</p> <p><修正案> 「事業規模・内容・特性等を考慮し、個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること」 (KDDI株式会社)</p>	
<p>第14条 (プライバシーポリシー) (解説)</p>	<p>(2) ⑤ (i) 乃至 (iv) 記載の例示 (以下「当該例示」という。) が事業者の個人情報保護を推進するうえで望ましい事項であることについて反対意見を</p>	<p>1 本改正は、個人情報保護法第7条に基づき策定された「個人情報の保護に関する基本方針」の一部改正に伴</p>

(2) ⑤ (i) 乃至 (iv)

述べるものではないが、当社をはじめとする多くの電気通信事業者は、現行ガイドライン等にもとづき、個人情報保護を推進する上での考え方や方針、利用目的、開示等の諸手続き等について記載したプライバシーポリシー等を策定・公表するとともに、個人情報の保護にかかる主体的な取り組みないし体制の整備等に積極的に取り組んでいるところである。

また、そもそも、個人情報保護にかかる取り組みは、各事業者がその内容および方法をそれぞれ決定・実施して然るべきものであるところ、当該例示は、各事業者に対して、その取り組み内容・方法を画一的に実施することを求めるものであると解釈することもでき、そのような場合においては、以下に示す理由のように、事業者には相当の負担が強いられることが想定されることから、合理的なものであるとは言い切れない。

したがって、本ガイドラインをより実効性の高いものにするために、当該例示はあくまで例示に過ぎないものであることを明記するとともに、より現実性かつ具体性のある合理的な例示に見直すべきである。

また、本ガイドラインの改正では第5条および第8条はその対象とされていないが、当該例示の実現に際し、利用目的の記載について変更する場合における本人への通知または公表等対応の取り扱いについて変更があるのであればその点についても明らかにしていただきたい。

[理由]

・(ii)の例示について

委託の有無、委託する事務の内容は、常に変動する要素があるうえ、当該情報は事業者の営業秘密として保護されうる情報であるのにもかかわらず、それを画一的に一般に公開することを旨とする当該例示は合理的ではない。

・(iii)の部分について

「利用者の種類」の意義が判然としないが、当該用語の意義が「提供するサービス種類別」なのだとすると、当該提供サービス種類別に顧客管理を行う必要が生じ、営業手法の変更、顧客管理システムの構築・改造等にかかる負担が強いられることも想定される。事業者にはこのような負担を強いる当該例示は合理的ではない。

・(iv)の部分について

個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)は、常に変動する要素があ

い、消費者等、本人の権利利益保護の観点から盛り込まれたことを踏まえ、行うものです。

2 具体的な記載にあたっては、事業者の事業の実態(事業規模、内容、特性等)を考慮して、どのような事業が委託され、どのような目的に利用され、また、どのように取得されたかが本人にとって一般的に想定される程度の表現で記載されていることが必要と考えます。

3 「本ガイドラインをより実効性の高いものにするために、当該例示はあくまで例示に過ぎないものであることを明記するとともに、より現実性かつ具体性のある合理的な例示に見直すべき」とされている点については、今回の改正は消費者等、本人の権利利益の保護の観点から行われた「個人情報の保護に関する基本方針」の一部改正に伴い実施するものであって、例示についても、その観点から現時点において適切なものが挙げられているものと認識しており、その例示を見直したり、「あくまで例示に過ぎないもの」として明記したりすることは不相当であると考えます。

そもそも、今回改正の趣旨は、「各事業者に対して、その取組内容、方法を画一的に実施することを求めるもの」ではなく、事業者が個人情報保護を推進する上での方針を、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要であるとの観点を踏まえ、各事業者の事業の実態を考慮して、各事業者の判断により(ii)、(iii)及び(iv)について具体的にプライバシーポリシーに記述していくべきものと考えます。

4 ガイドライン第5条(利用目的の特定)、第8条(取得に際しての利用目的に通知等)について、今回の改正に伴い、特段の整理は行いません。

また、プライバシーポリシーの変更が生じることに伴

	<p>るうえ、当該情報は事業者の営業秘密として保護されうる情報であるのにもかかわらず、それを画一的に一般に公開することを旨とする当該例示は合理的ではない。</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p>	<p>う事業者が執るべき措置（公表等）に関しては、従前と何ら変更はありません。</p>
意見3	<p>文言がわかりにくい。</p>	
第27条（不払い者等情報） （本文）	<p>「携帯音声通信役務」と記されているが、内容に関してわかりにくい。わかりやすい表現をできないものか。</p> <p>(個人)</p>	<p>当該改正は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に関するものであり、ご指摘の「携帯音声通信役務」の不正な利用の防止については、同法第2条第2項に定義された文言を用いています。</p>
意見4	<p>本改正において、契約者確認に応じなかった者の情報交換を追加するのは適当。今後も適時適切に改正を行うべき。</p>	
第27条（不払い者等情報） （本文及び解説）	<p>近年、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の第11条に基づき、契約者確認に応じずに利用停止された者が他の事業者で新たに不正な利用契約を締結することが増え、匿名携帯電話の発生などの問題に繋がっております。このような携帯音声通信事業者間での不正契約の繰り返しに対処するため、携帯音声通信事業者間において、同法の第8条（特定の携帯電話が何らかの犯罪により利用されたと考えられる理由があつて、必要があると判断された場合には、警察署長が携帯電話事業者に対して契約者の確認を求めることができる）に基づき警察署長から求められた際の契約者確認に応じなかった契約者の情報交換が必要とされ、現在すでに携帯音声通信事業者間にて行われているところです。</p> <p>よって、本改正案において第27条の不払い者情報交換の規定に加え契約者確認に応じなかった契約者の情報交換に関しても明確に規定することは、携帯電話の不正利用への有効な対策であり、携帯音声通信事業者にとって実際の運用を担保するものとして適当であると考えます。</p> <p>また、今後についても、今回の携帯音声通信事業者間の契約者確認に応じなかった契約者の情報交換のような、電気通信分野における個人情報保護に関する新たな施策が実行された際には、本ガイドラインに関する影響有無の確認及び</p>	<p>改正案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、今後も新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより、通信の秘密、個人情報保護の観点から新たな課題が生じた場合は、利用者視点、電気通信事業者の取組の実態等も踏まえつつ、適時適切に本ガイドラインを見直していく所存です。</p>

	見直しを適時に行っていただけるようお願いいたします。 (イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)	
意見5	ガイドラインに関する適宜な見直し規定を追加することは、適当である。	
第30条 (ガイドラインの見直し) (本文及び解説)	<p>「ガイドラインは諸環境の変化を踏まえ見直す」は、国民の生活に即した柔軟性が出ていてとてもよい。見直しは必要に応じて適宜行われるとよい。 (個人)</p> <p>電気通信分野における新技術・システム・サービスの普及とともに社会情勢や国民の意識等の変化が今後さらに激しくなると予想されるため、本改正案においてガイドラインに関する適宜な見直し規定を追加することは適当であると考えます。</p> <p>なお、今後本ガイドラインの見直しに関する検討は、社会的な必要性を考慮しつつ利用者への利益を見定めた上で行っていただけるようお願いいたします。 (イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p> <p>見直しにあたっては、電気通信事業者の自主的な取り組みの実態等も勘案頂き、「指針」であるガイドラインが、規定内容の追加を重ねることで画一的になり、却って柔軟性を欠くことのないよう配慮願います。 (ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社)</p>	<p>改正案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、今後も新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより、通信の秘密、個人情報保護の観点から新たな課題が生じた場合は、利用者視点、電気通信事業者の取組の実態等も踏まえつつ、適時適切に本ガイドラインを見直していく所存です。</p>

○所要の改正について

対象	修正後	修正前	理由
第3条第2項（本文）	電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。	電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。	ガイドライン第2条に同法が追加されたため。
第27条第1項（本文）	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第9条に基づく契約者確認に応じない者	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第8条に基づく契約者確認の求めに応じない者	より適切な引用条文に修正するもの。
第27条（2）（解説）	また、「本人の権利利益を不当に侵害する」ことのないようにするため、交換の対象を契約解除となり現に不払いがある者及び契約者確認に応じなかった者に限定する、第2項及び第3項の規定に従い加入者に対し交換の仕組みの周知を行うなどの対応が求められる。	また、「本人の権利利益を不当に侵害する」ことのないようにするため、交換の対象を契約解除となり現に不払いがある者及び契約者確認の求めに応じなかった者に限定する、第2項及び第3項の規定に従い加入者に対し交換の仕組みの周知を行うなどの対応が求められる。	